

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(平成二十八年^{総務省}財務省令第五号)の一部を次のように改正する。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)から第四項までの規定は法第四十一条の第二項(令第三十三条の第二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第五項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の第二第一項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が法第四十一条の第二第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第六項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第七項の規定は法第四十一条の第二第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第四十一条の第二第一項」と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国(外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二第一項第一号に規定する報告対象国をいう。ホにおいて同じ。)」と、同条第六項中「報告事項」とあ

改正前

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)から第四項までの規定は法第四十一条の第二項(令第三十三条の第二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第五項の規定は報告金融機関等(法第四十一条の第二第一項に規定する報告金融機関等をいう。第三項において同じ。)が法第四十一条の第二第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第六項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第七項の規定は法第四十一条の第二第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第一項第一号中「報告対象契約(法第十条の六第一項)とあるのは「報告対象契約(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第四十一条の第二第一項」と、同号ハ中「法第十条の六第二項第一号」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の第二第一項」と、同条第六項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条

るのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第三号中「報告事項を」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第二条 国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

（質問検査章の書式）

第二条 省 略

2 5 省 略

6 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の九及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第十項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

の二第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 同 上

3 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第三号中「報告事項を」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

（質問検査章の書式）

第二条 同 上

2 5 同 上

6 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の九及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第九項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。